大阪市告示第1070号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山 英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和6年8月5日(月)	
城東屋内プール 水泳場	令和6年8月13日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
トレーニング場	令和6年8月26日(月)	

2 供用時間の変更

施設名	年月	日	供用時間
	令和6年8月1日	(木) から	午前9時から
	同月2日	(金) まで	午後9時30分まで
	令和6年8月3日	(+)	午前9時から
	7 4 0 4 6 月 5 日		午後8時30分まで
大阪市立	令和6年8月4日(日)	(FI)	午前9時から
城東屋内プール	74040741	н (н)	午後7時30分まで
水泳場	令和6年8月6日	(火) から	午前9時から
トレーニング場	同月9日	(金) まで	午後 9 時30分まで
	令和6年8月10日	日(土)	午前9時から
	74040月10日(-		午後8時30分まで
	令和6年8月11日	(日)	午前9時から
			午後7時30分まで

令和6年8月12日(月)	- 午前 9 時から
令和6年8月14日(水)から	
同月16日 (金) まで	午後9時30分まで
Δ±1, C/π, O, Η 17, Π, (),)	午前9時から
令和6年8月17日(土)	午後8時30分まで
令和6年8月18日(日)	午前9時から
 	午後7時30分まで
令和6年8月20日(火)から	午前9時から
同月23日 (金) まで	午後9時30分まで
令和6年8月24日(土)	午前9時から
节和0	午後8時30分まで
A for C / T O H O F D / D)	午前9時から
令和6年8月25日(日)	午後7時30分まで
令和6年8月27日(火)から	午前9時から
同月30日 (金) まで	午後9時30分まで
△和6年9月31日 (上)	午前9時から
令和6年8月31日(土)	午後8時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)